

教第 6 6 号議案

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例（案）に関する意見決定の件

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月 19 日教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 30 年 1 月 29 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例（案）に関する意見
神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例（案）については異議ありません。

平成 30 年 1 月 29 日

神戸市教育委員会
教育長 雪 村 新 之 助

教委小美第 1069 号

平成 29 年 12 月 22 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助 様

神戸市長 久元 喜造

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき，神戸ゆかりの美術館条例（平成 18 年 12 月条例第 30 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局博物館小磯記念美術館）

第 号議案

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例の件

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例

神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表児童，生徒及び高齢者の項中「児童，生徒」を「大学生」に改め，同表の備考第2項中「児童，生徒」を「大学生」に，「小学校，中学校若しくは高等学校に在学する児童若しくは生徒」を「高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあつては，4年生及び5年生に限る。）」に改め，同表の備考第3項中「児童，生徒及び高齢者並びに学校教育法」を「年齢が満65歳以上の者，学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校若しくは大学に在学する児童，生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

理 由

神戸ゆかりの美術館について大学生等の入館料を設定するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸ゆかりの美術館条例 ぬきがき

(____ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人の利用	団体の利用
児童，生徒及び 高齢者	略	略
略	略	略

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人の利用	団体の利用
大学生		

備考

1 略

2 この表において「児童，生徒及び高齢者」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校，中学校若しくは高等学校に在学する児童若しくは生徒

又はこれらに準ずる者及び年齢が満65歳以上の者をいう。

3 この表において「一般」とは，児童，生徒及び高齢者並びに学校教育法

第1条に規

定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

大学生

高等専門学校

若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあっては，4年生及び5年生に限る。）

年齢が満65歳以上の者，学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，高等専門学校若しくは大学に在学する児童，生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法

高校生以下及び大学生の入館料の設定について

【小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館】

小学生、中学生の入館料については、これまで「のびのびパスポート」を持参する場合に無料として扱ってきましたが、新たに市内外の全ての小学生、中学生、高校生の入館料を無料化します。

また、大学生に対しても経済的支援を行い美術館を利用しやすくするため、入館料を新たに設定します。

常設展示（館蔵品による企画展覧会）

《小磯記念美術館》

【旧】

	入館料
小学生・中学生	100円
高校生・大学生	150円
一般	200円



【新】

	入館料
高校生以下	無料
大学生	100円
一般(上記以外)	200円

※市内在住の高齢者は無料

《神戸ゆかりの美術館》

【旧】

	入館料
児童、生徒及び高齢者	100円
一般	200円



【新】

	入館料
高校生以下	無料
大学生及び高齢者	100円
一般(上記以外)	200円

※市内在住の高齢者は無料

特別展示（他の美術館等からの美術品借用を含む特別展覧会）

特別展示は、その都度別途料金を定めていますが、高校生以下は全て無料とし、大学生についても特別料金の入館料を設定します。

※共に 30 年度より新たな料金体系で実施します。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○教育長に委任する事務等に関する規則

(昭和三十一年十一月十九日)

(教委規則第八号)

(委任)

第2条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育に関する事務に係る長の作成する議会の議案について意見を述べる
こと。